

第19回教育委員会会議

1 日時 令和4年12月13日（火） 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
岡本 多加志	淀川区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
楠井 誠二	政策推進担当部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
村川 智和	総務課長
橋本 浩典	淀川区教育担当部長
稲生 優子	大学連携企画担当課長
花月 良祐	学事課長
武井 宏蔵	施設整備課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長

松井 良浩 松井教職員給与・厚生担当課長
関谷 茂俊 首席指導主事
中道 篤史 初等・中学校教育担当課長
井上 徳久 淀川区教育担当課長
生駒 莊太郎 淀川区教育担当課長代理
濱田 俊通 施設整備課長代理
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第111号 木川小学校・西中島小学校・木川南小学校の学校再編整備計画の策定について

議案第112号 審査請求に対する裁決案について

議案第113号 審査請求に対する裁決案について

議案第114号 市会提出予定案件(その34)(高等学校等奨学金に係る債権の放棄)

議案第115号 職員の人事について

議案第116号 職員の人事について

議案第117号 職員の人事について

報告第41号 令和5年度予算要求状況について

協議題第19号 特別の教育課程に基づく教育を行う学校(特例校)の校名について

協議題第20号 小中一貫校(北区中之島西部地域)の校名について

協議題第21号 大阪市総合教育センター(仮称)開設に向けた検討状況について

なお、議案第115号から第117号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第114号、報告第41号、協議題第19号から第21号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議

することを決定した。

（４）議事要旨

議案第111号「木川小学校・西中島小学校・木川南小学校の学校再編整備計画の策定について」を上程。

岡本淀川区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立学校活性化条例及び大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、木川小学校、西中島小学校、木川南小学校の学校再編整備計画案をご審議いただくものである。適正配置対象校である西中島小学校、木川南小学校と、その隣接校の木川小学校の３校を、令和10年４月に統合する。現在の木川小学校の校地を活用し、児童の収容対策と学校運営上必要な施設を確保するため、一部校舎の増改築及び既存施設の改修等を実施する。学校再編整備後の通学路と安全対策について、再編後の通学距離は最大で約1.3キロメートルであり、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第５条第２項で規定する２キロメートルの範囲内となっている。当該３校の児童数、学級数の見込み及び再編後の見込みについては、現在、木川南小学校は全学年で単学級、西中島小学校は複式学級が発生している状況であるが、学校再編整備後は、全学年３クラス以上の見込みとなっている。淀川区役所では、再編整備計画案を作成するにあたり、地域団体やPTAをはじめ、地域住民を対象とした説明会を複数回実施し、計画案に反映すべき事項について意見を聴取してきた。そこで聴取した意見などを反映したものを、その他の項目に記載している。本議案を承認いただいたら、計画の公表及び保護者や地域住民の方々をメンバーとする、学校適正配置検討会議を開催し、意見を頂戴しながら、円滑な計画の実施に向け進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 この案件に関しては、やはり地域住民やPTAの方々含め、しっかりと慎重に協議すべきかと思っております。単学級も発生しているということですが、保護者の意見としては、最近では学級の枠を超えた習熟度別指導や専科指導などの多様な指導ができていと思いますが、少人数になると、そういった指導形態が非常に困難になってくるのではないかと思います。もう一つは、やはり人数が少ないと教員一人あたりの負担も、非常に多くなってくるのではないかと思いますので、簡単ではないかと思いますが、子どもた

ちにとってメリットの部分も多いのかなと個人的には思っています。

【栗林委員】 只今説明いただいた、今後の児童数の推移についての推計というのは、少し、その統合から後になるということもありまして、どの程度の正確さがあるのかということが論点の一つかと思っています。異先生から今ご指摘いただいたように、こういう統合化というのは、実態に合わせてやっていくということで、大阪市はむしろ、これまで慎重に取り組んでこられたということで、他の府県の市町村では、もっと早くにこうしたことが進んできているというような例についても、私個人としても身近で知っておるようなことがございますので、このこと自体には異論はございませんし、児童のためには適切な環境を整えていくということがやっぱり必要だと思いますので、適切かという観点で計画していただいていると思うんですけれども、しばらく先のことですので、今ご質問申し上げているような、その推移の正確性ということについて、どういう算出でこうなっているのかということをお教えいただけたらと思います。

【岡本淀川区担当教育次長】 統合の令和10年4月までの推計値につきましては、今現在の0歳児も含めて、今いらっしゃる子どもの数で、かなり正確な数字になってございます。ただ、それ以降の数字になりますと、これからの淀川区の人口構成がどうなっていくかということに大きくかかっているところでございます。実は統合いたしますこの地域につきましては、特に新大阪駅周辺の地域でございまして、先日、10月ですけれども、国の方から都市再生の緊急整備地域に指定された地域も含まれております。特に西中島小学校の辺りについては、どちらかという大きくビジネス拠点の方に街が変わっていく可能性のある地域で当然、その周辺の地域でございますので、なかなかその一足飛びに子どもたちが多く増えるといったそういう状況はなかなか見込めないのではないかと思います。そういうこともございまして、今回、3校については統合していこうということで進めております。

【栗林委員】 了解です。ありがとうございます。

【平井委員】 発展的解消ということでしょうか。

【岡本淀川区担当教育次長】 おっしゃる通りです。

【平井委員】 検討事項となるのが急増する海外ルーツの生徒、さらに、不登校児童・生徒への学びの保障とカリキュラム・マネジメントです。従来の指導だけでは対応が難しいでしょうし、チーム学校としての取組が求められてくると思います。学習指導が改訂され、探究的アプローチをはじめ、ティーチングメソッドが問われるだけに、教育委員会事

務局が窓口になって働き方改革も見据えた対応を勘案していただきたく思います。キーワードは個別最適な学びから協働的学びであることは言うまでもありません。

【岡本淀川区担当教育次長】 はい。委員ご指摘の通りだと考えておりますので、統合後の学校についてはしっかり教育委員会含めまして、学校としっかり連携をしていきたいと考えております。

【森末委員】 西中島小学校の数が極めて少ないですね。これは大阪市全体でいっても、本当に一番小さいぐらいの規模ですか。

【岡本淀川区担当教育次長】 はい。

【森末委員】 そういう意味では、やはり統合はやむなしと考えます。

【多田教育長】 ありがとうございます。本案件につきまして、条例、規則に基づいて、先ほど岡本淀川区担当教育次長の方からもご説明がありましたように、1年以上かけて、相当の議論を地元の方でも進めていただいて、本日上程をさせていただきました。お認めいただけましたら、公表し、また検討会議ということで、関係者の方々の意見をお聞きして、様々な教育環境の整備に反映させていくというようなことになるかと思います。色々な場面が出てまいりますので、教育委員会の方と、それと区と学校と一体となって、また進めていくことができたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第112号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立学校貯水槽清掃業務委託における予定価格の根拠について、大阪市情報公開審査会より11月22日に答申されたが、当初の教育委員会の非公開決定を取り消すことを求めるものであることから、裁決案を諮るものである。事案の概要について、令和3年8月27日に請求人より「大阪市立学校貯水槽清掃業務委託（平成29年度から令和元年度全ブロック）における予定価格の根拠」を求める公開請求があった。教育委員会は、当契約の内容が極めて定型的なものであるため、過去の予定価格から将来の予定価格が容易に類推され、入札契約の公正性、公平性等を阻害する事態を招き、本市事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると考え、予定価格積算調書に記載の「予定単価」、「予定価格」、「使用積算単価の考え方」及び「具体的な単価の積算（例）」をそれぞれ公開しないこととして、部分

公開決定を行った。この決定に対し、令和3年10月15日、請求人より不服として審査請求がなされたことから、教育委員会が第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問をして、令和4年11月22日に情報公開審査会からは「公開しないこととした部分を公開すべきである」との答申がなされた。公開すべき理由の1つ目は、大阪市が締結する業務委託契約に関しては、予定価格中の合計額については若干の調整はあるものの、近似の金額自体が事後に公表されることとなっていること。2点目は、「予定価格」、「予定単価」、「使用積算単価の考え方」及び「具体的な単価の積算（例）」記載の内容については、既に締結済みの過去の契約における予定価格の算出経過等が示されているに過ぎず、将来の予定価格の類推を回避するにしても、その算出方法を変更すれば足りるため、非公開とする必要性は認められない、というものである。答申を受けて審査庁としての裁決については、答申と同様、公開しないこととした部分の非公開決定を取り消したいと考えている。教育委員会会議で採決されれば、その後裁決書を請求人宛て送付し、改めて公開決定の処分を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この件は、契約の内容が極めて定型的ということですから、今、この公開すべきとした理由の2番目の予定価格の算出方法を変更すれば足りるということですが、けれども、こういう定型的なものの予定価格の算出方法というのはなかなか変えられないと思うんですね。定型的ですから、もう決まっています。合計金額は当然明らかにするとは思いますが、個々のものを示すということについては、定型的であればあるほどここに言われている理由の予定価格の算出方法を変更しにくい案件が多いので、どうもそここのところの整合性がとれていません。元々予定価格は入札にあたって、発注側が算出根拠として持っているものですから、それをあまり容易に類推できるというのは適切ではないというのはあります。それから、あと過去の例を色々調べて、自分のところの実際の工事費用を算出して、それで委託側はそれを計算するということが企業努力ですから、少しここら辺の考え方で、理由としては、言っている話と実際類推をされやすいということと少し矛盾するような気がするんですけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

【武井施設整備課長】 教育委員会といたしましては、定型的な契約であるということから、算出方法につきましては、何年間に一度は変えてきているところです。ただ、今日採決いただきますと、この算出方法について情報公開請求があれば出していかないといけないですし、毎年請求されることになる可能性もございます。そういったことから考え

ますと、新たな算出方法を考え、採用する方法を毎年変更していく形を取っていかざるを得ないと考えています。それをするということについては、かなり事務が煩雑になっていきますし、それが事務支障だということで部分公開としていたのですが、算出方法を変えていったらいいのではないかという答申が出ましたものですから、我々はそれを尊重して、事務が煩雑にならないということにはならないのですけれども、工夫をしていかないといけないと考えております。

【大竹委員】 予定価格というのは、適正な工事の価格を決めるという発注者側のものですし、それを落札しようとする側はそれなりの努力をして、色々な手段でそれをまた同じように見積もりをするということですから、発注の積算の方法が、新しい色々な工事の仕方が出てきて、それで変えるということが多々あるならば、色々変えると思うのですが、特に定型業務というのは、人件費などで決まってきてしまうので、そんなに毎年毎年変えられるのかなという気がしましたので、少しそこら辺が大変かなと思いました。

【上原学校環境整備担当部長】 委員ご指摘の部分も確かにございます。私ども今回は業務委託の契約でございますので、大竹委員がおっしゃるような、例えば、学校の建設、改修などの工事になりますと、国で工事の積算基準が一定定められていて、それに従って弾いていくというルールが定められているものもあるんですけれども、こちらについては清掃の業務委託ということで、確かにおっしゃる内容的には、人件費がどれぐらいかかってということになります。例えば、前回の実績を用いるなど、何パターンかのやり方をこれまでもしてきているところが業務委託においてはございますので、そこらを組み合わせるとか、見積もりの平均を取るなど、その辺を随時利用しながら少し変えていくことは可能かなというふうには考えています。

【大竹委員】 では算出方法の変更というのは、事務的には煩雑になるという話でしたが、それは可能だということなんですね。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。

【大竹委員】 はい。分かりました。

【森末委員】 大竹先生と重なるところもあるんですけれど、まず答申が出ていますので、それは最大限尊重して、ほぼこれでいくというふうになるのが実務的な話ですけれども、答申に書いてあるのは、少なくとも過去10年間は国が定める公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の趣旨を踏まえ云々、大阪市契約規則27条1項の規定に基づいて、予定価格を事後に公表する取扱いをしている、ということがその理由

なんですね。これは少なくとも過去10年間となっていて、この今回の業務委託の予定価格については、事後に公表する取扱いはしてなかったんですよね。

【武井施設整備課長】 合計額だけ公表します。

【森末委員】 合計額だけですか。そうすると、その過去10年間、予定価格を事後公表するという取扱いは、していなかったということですね、逆に言うと。

【濱田施設整備課長代理】 予定価格につきましては、事後公表しております。最終公表されております予定価格は、契約管財局で当局が作成した予定価格にランダム係数をかけて、当局が作成した予定価格を分からないようにし、公表されております。そのため、事後公表されている予定価格と当局が作成した予定価格が異なりますことから、当初、公開請求の時には非公開とさせていただいておりました。

【森末委員】 では同じ予定価格との言葉は使っているけれども、これは違うんですね。

【濱田施設整備課長代理】 そうです。事後公表している予定価格と当局が作成した予定価格とは、言葉はここでは同じように使わせていただいておりますけれども、異なるものです。

【森末委員】 でも、そうするとこの答申が記載する理由は、本当にその一つの理由になるんですか。そのランダム係数をかけている分を公表しているから、当然良いんだみたいな話の一つあるじゃないですか。それが一つですね。それから大竹先生がおっしゃったように、容易に推測できるから、当局が出した予定価格を公表しないとやっているんですよね。けれども、今の説明では、いや、実は変えることができるんですとおっしゃったけれど、当初、非公開にする時には、極めて定型的で容易に推測ができるからという理由で非公開にしているのですから、今おっしゃった説明と前の説明は実は間違っていましたということなるんですか。苦しい立場は分かりますけれど。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。苦しいです。説明の中で用いています、その定型的な契約といいますのは、先ほど大竹委員からもご指摘いただいたように、単純な業務内容になりますので、要は積み上げの内訳などが非常に分かりやすい、シンプルだというところが定型的な意味だと思うんですけれども、その定型的な業務をするにあたっての数字の出し方としましては、何を出発点にして積算するかっていうのは変えうる余地があるということです。ただ、定型的ですから、それも比較的、パターンの的に限られてきます。

【森末委員】 そうですね。

【上原学校環境整備担当部長】 類推はされやすい現状でございます。

【森末委員】 答申では、容易に推測されとの点については、実施機関における予定価格の算出方法が過去の数値から推測、類推されやすいものとなっていること自体が問題だと、こう書いてありますけれど、本当にそれが出来るんですか。変化球がいっぱいという話がね。出来ないならば、結局予定価格を事前に公表するのと同じで、もちろん事前に公表するという制度をとったことも昔はありますよね、各自治体でね。要するに予定価格を出してしまったら談合になる可能性が高い、でも、その予定価格を隠していたら、結局誰かから漏れて、また犯罪者が出るみたいな話ですので、もう出してしまえ、みたいな話も過去にあったけれど、これは揺れ動いているんですね。予定価格、事後公表、事前公表については。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 やはりでも、推測されやすいという実態があるならば、談合に繋がりやすいという弊害は絶対あるはずです、おそらくね。とは言いながら、答申があるのに、これで否決するわけにもいけないというのは辛いところだなというのが本当のところですね。どう考えられますか、皆さん。私はどうかと思いますけれど。

【上原学校環境整備担当部長】 他部局においても、同様のケースでは公開としているケースが多いことが一つ、まずありますのと、その中でのこの契約の特異性ということをもって判断をしてきたわけなんですけれども、その特異性が審議会の立場からご覧になると、そこまで特異ではないでしょう、何とかなるものではないですかという答申だと思います。一定、全体を俯瞰された中からのご判断かと思いますので、私は尊重すべきかなということで、今回お諮りをさせていただいております。

【森末委員】 苦しい立場も分かりますね。

【大竹委員】 やはり定型的で分かりやすいということは、過去の類似工事から、もう価格が推定しやすいということですから、そういうことだと思わないと。あとは、もしこれが委託契約だとすると、人件費の見方がどうかというネゴの話ですので、談合に繋がるような話の契約ではなさそうですから、これはこれでオープンにして、その後は多分、算出方法を変えてもね、価格は、多分すぐに類推されると思いますよ。そういう種類のものだというふうに思って、逆に言うと、人件費をどう見るかということでね、やはりその後の業務委託契約だとすると、そのネゴをするということで価格を低減するという種類の契約だと思います。

【森末委員】 すみません。業務委託のネゴというのは出来ないでしょう。

【大竹委員】 出来ないのですか。

【森末委員】 入札でしょう。

【上原学校環境整備担当部長】 入札です。

【大竹委員】 入札ですか。

【森末委員】 随契じゃないですよ。ですからそういう意味では、やむなしということ
とで受け入れざるを得ないのなら、それで腹を括るしかないんですけど。でも、そこま
で本当に答申では考えてらっしゃるのかなって、言い方は悪いですけど、思いますよね。
ただ、だからと言って、これを蹴飛ばすわけにはいかないんで辛い立場でございます。で
すからそういう意味では、事後公表したとしても、予定価格が類推されないような方法が、
新たな入札を出す時に出来るという余地があるということであれば、もうそれでやむなし
と思います。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。

【栗林委員】 今、大竹先生と、それから森末先生も問題点を正確に指摘しておられ
るので、それ以上に言うことはございませんけれども、こういうふうのプロセスとして出
されたものを、今の議論のように、本質は何なんだと、これをしたらどうなんだというよ
うな話は出来ないと私はそう思います。ですから、これは要するに情報を全てオープンに
していくことに関わって、それがどの程度の本質的な有効性があるのかというような問題
はあるにしても、公開を求めて言い出す人がいれば別にやましいところがあればオープ
ンにしていきますよということしかない、私はそう思います。

【平井委員】 説明責任が重要だと思います。視点は様々でしょうが、論理に裏打ち
された説明責任がポイントだと思います。

【森末委員】 ただこれは実務的にはしんどいですね、本当に出すと。これを聞いて
も仕方ないですけど。

【武井施設整備課長】 実際は何パターンかをランダムに毎年変えていくしかないか
なと思っております。

【森末委員】 なるほど、なるほど。Aパターン、Bパターン、Cパターン、4つぐ
らい作っておいて。

【武井施設整備課長】 また情報公開請求されると、そこが空いていきますから。

【森末委員】 そうですね。

【武井施設整備課長】 今年はこの仕方をしたんだなということが積み重なっていきますので、それでもやはり類推されないように、我々としては。

【森末委員】 やるしかない。

【武井施設整備課長】 パターンをどんどん新しい方法も見つけながらしていきたいなど。

【森末委員】 はい。分かりました。頑張ってください。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第113号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年3月30日に請求人より令和3年度使用中学校教科用図書用採択に関して、教育ブロック会議に係る配付資料及び議事録、地区部会で開催された連絡会の配付資料及び議事録等を求める公開請求があり、教育委員会は本件請求に係る公文書を特定したうえで、条例第10条第1項に基づき、本件請求に係る公文書の公開決定を行った。この決定に対し、請求人より教育委員会に対し、令和3年4月12日に本件決定を不服とし審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った件である。大阪市情報公開審査会からは、「本件決定は妥当である。」との答申がなされた。答申における主な理由をまとめているが、本件決定に対する審査請求の趣旨として、教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録の公開を求めたのに対して、公開された文書は会議録ではない旨の主張をしており、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の特定の相当性であるとされている。本件各文書を特定したことの相当性について、令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組みを振り返ると、採択にあたっては、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書選定委員会にて調査研究を行い、教科用図書選定委員会にて作成された答申を参照し、教育委員会にて採択を行った。教科用図書選定委員会内には地区部会を設置し、部会ごとに調査研究を行い、答申を作成した。教育ブロック会議は、各地区部会が調査研究を実施するにあたり必要な資料の作成の依頼を受け、それらを作成、提供するという役割であった。そのような仕組みの中での相当性について、本件各文書には各教育ブロック会議における議事の概要が記載されており、詳細に議事の内容を記した公文書は作成していないこと、教育ブロック会議とは、教育長が定め

るブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務について調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するために設置されていること、中学校教科書採択について採択権者は教育委員会であり、教科用図書選定委員会が調査研究をし、教育委員会に答申を行うこと、教育ブロック会議は必要に応じて教科用図書選定委員会に資料提供することはあるものの、教科書採択に直接意見を述べ、影響を与えるものではないこと、教育ブロック会議は、大阪市の定める説明責任を果たすための公文書作成指針において、会議録等の作成を要しないものとされている、市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議とみることができること、以上の理由から、本件各文書以上に詳細に記した公文書が作成されていないとしても、何ら不自然、不合理な点は認められず、本件請求に係る公文書として本件各文書を特定し、公開することとした本件決定は妥当であるとなっている。

次に、「答申を受けての審査庁としての裁決案」については、本件審査請求を棄却することとしたい。本日議決があれば、裁決書を請求人宛て送付したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 議事の概要はもう公開したんですけれど、請求人は、これではないだろうということだったんですね。

【福山指導部長】 はい。

【森末委員】 でも、これではないだろうという詳細なものは無い、存在しないということですね。実質不存在ですね。

【福山指導部長】 そういうことでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第19号「特別の教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の校名について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

不登校生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う中学校、いわゆる特例校の校名候補について、公募の上、教育委員会事務局で選定した3つの候補より、原案について協議いただきたい。生徒一人一人の選択肢の幅を広げ、自己

実現を支援するとともに、自他ともに認め合い、尊重し合い、ともに高め合う生徒を育成するという特例校のコンセプトと合致することから、次の3案を校名候補とした。第1候補は心和中学校で、心和は、生徒の自己実現に向けて、心と和む教育環境を生徒と教職員がともに創造するイメージを表している。第2候補は晴心中学校で、せいしんは、生徒が晴れやかな心で楽しく学校生活を過ごすとともに、保護者、教職員や関係者も晴れやかな気持ちで生徒の活動を見守るイメージを表している。第3候補は英誠中学校で、英は優れるという意味を持ち、生徒も教職員も誠実であり、生徒の優れた才能を伸ばしていくイメージを表している。検討経過であるが、9月1日から9月30日までの1ヶ月間を公募期間とし、52通の応募があった。校名の公募については、学校のコンセプトと一致することや不登校及び特例校という言葉を含めないこと、他の校名や商標に酷似しないことなどを条件とした。また、7月の教育委員会会議にて、特例校の設置に向けた教育内容における検討事項について、専門的な見地から第三者の意見を伺うべきとの意見をいただいたことを踏まえ、大阪教育大学の水野治久教授に特例校設置アドバイザーとして協力いただくこととした。水野教授には校名候補の選定についてもお相談し、選定に際しては、夜間学級も併設することから、不登校を経験したことや義務教育の機会を十分に得られず、中学校で学び直すことに対する偏見を助長させない配慮の重要性や、外国につながるのある生徒の在籍を想定し、聞き取り、書き取り及び発音がしやすい名前がより望ましいとの意見をいただいた。10月31日に第1回校名検討会議を開催し、校名選定の方向性について確認した上で、公募時の条件及びアドバイザーからいただいた意見をもとに37案を候補外として、15案に絞り込んだ。さらに11月14日に第2回校名検討会議を開催し、15案から特例校のコンセプトにより合致する3案を校名候補として選定した。その他の校名候補として、候補外となった12案や、令和4年度時点における他の自治体に設置されている特例校の校名及び本市立小中学校の校名一覧を、校名の原案について協議いただくための参考資料として添付しているので参照されたい。なお、校名決定に関する今後の予定は、本日協議いただいた原案をもとに、次回12月27日の教育委員会会議にて、校名を含めた学校設置条例の一部改正案について審議いただき、令和5年2月3日市会に上程する。議会での議決後、速やかに校名を公表し、決定した校名にて学校案内の作成及び学校説明会等の準備を進めたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 事務局の方で手順に沿って絞り込みをしてきたところですけども、

3案とも、意味合い、それぞれ学校のコンセプトなり、相当の議論を重ねてご提示させていただいたということになるかと思います。それぞれにつきましてご意見等いただければ幸いです、いかがでしょうか。

【大竹委員】 基本的にはこういう応募があった中から選ぶというのが、まず大前提としてあるんですよね。

【多田教育長】 はい。

【異委員】 今回、校名ということで、特例校のコンセプトや思いというところを踏まえて、個人的に私はこう思うっていう感じでいいんですかね。

【多田教育長】 はい。そのようなご意見をいただければ。

【異委員】 3つ提示いただいて、晴心、生徒が晴れやかな心で楽しく学校生活をとるところが凄く良いかなというふうには思ったんですけど、このせいしんという振り仮名ですけど、ぱっとこうね、私は、大阪に住んでいますが、近隣の私立の校名とか、何とかせいしんなどが凄く頭に残ったりしましたので、こういう他校と酷似しないという意味から、心和が良いかなというふうに思いました。その他、私が調べきれてないだけかもしれないですけど、心和、晴心、英誠で、私立も含めてそういう、漢字は違っても呼び名、振り仮名が少し似てるとか、そういうのは参考に何か教えてもらえたりしますか。私は晴心などは、関西で2校ぐらい、調べたら出てきたかなっていうふうには思ったんですけど。

【関谷首席指導主事】 基本的に大阪府内で同じ呼び名のものにつきましては、候補外とさせていただきます。晴心につきましては大阪府外で漢字違いで同じ呼び名がございましたが、大阪府内に同じ呼び名がないものについては候補として残しております。

【異委員】 分かりました。

【栗林委員】 個人的な感想でもよろしいですか。

【多田教育長】 はい、お願いします。

【栗林委員】 これまでの経緯も資料をいただいてよく分かっておりますし、ご苦労されているということで、先ほど紹介の中にも、私も在籍しておりました大学の水野教授がアドバイザーになってということで、この心和、晴心などは、言われているように、外国の人が入って来られて発音されてもそれなりに使っていただけるのかなというような感じを、私個人は寧ろ思っております。ただ、英誠というのは、そういう観点からどうなんでしょうか。少し発音自体、概念的にも少し違うような気もしないではないのと、その外

国の人も含めた広い意味での、それまでの不登校であるとか、新たに教育に参加しようとしていくような人たちが使うのにどうなのかなと。何かぱっと見た限りでは、受験校ではないかというような感じもしないではないような気はしますので、この選ばれたことをどうこう言うつもりはないんですけれど、その点は検討の中で何か議論がありましたら教えていただけたらと思います。

【福山指導部長】 まさに今、委員がおっしゃられたようなことが、事務局の選定会議の中でも出てきました。この教育委員会会議の方に、3つの候補をご提案させていただきたいということで、英誠については、公募による校名案の中から、心和、晴心に続いて入れるとして、第3番目の候補として選定させていただいたところです。

【栗林委員】 そうですか。分かりました。

【森末委員】 この3案の中でいうと、心和かなと思います。あくまでも感想ですが不登校の生徒の中には精神的なつらさを抱えていることもあるでしょうし、「心」という字を用いることに少し懸念があります。

【平井委員】 難しいですね。

【多田教育長】 学校のコンセプトですとか、開学、開設を控えて、その学校のめざす方向に合っているのか、実際に通うのは子どもたちですから、やはり子どもたちが在学中、また卒業後も、その学校に対して愛着を持って過ごしていくことができるということも大事だと思いますので、一つ一つのこの漢字の意味も非常に大事と言いますか、大切かなというふうに改めて思うんですけれども。今日のこの場での議論では、この3つあるうちでは心和かなというようなご意見を今頂戴したかと思いますが、どうでしょうか。こういう形で絞り込みをさせていただけるのであれば、採決という形でとらせていただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

【森末委員】 はい。

【多田教育長】 文字通り、今後の不登校の取組の中心になっていく、センター機能を持つ学校にもなりますので、そういう意味での心ということにもなっていくのかなと。

【森末委員】 分かりました。中心の心で。確かに、おっしゃるとおりです。

【多田教育長】 それではこういう形で、意見交換の結果を踏まえて取り組みを進めていくということでご了解いただけたらと思います。

協議題第20号「小中一貫校（北区中之島西部地域）の校名について」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本年7月26日の教育委員会会議において報告させていただいたとおり、中之島西部地域に開設する小中一貫校の小学校名、中学校名及び小中一貫校の通称名について、9月に公募を実施し、43通の応募をいただいた。その内訳の件数を表にまとめさせていただいているが、中でも所在地の中之島を用いた校名及び通称名がそれぞれ一番多い結果となっている。この結果を受け、教育委員会事務局の関係課による中之島小中一貫校設置準備会において、校名案を選定した。小学校名を大阪市立中之島小学校、中学校名を大阪市立中之島中学校、小中一貫校の通称名を中之島小中一貫校とする案を示している。その選定の理由について、1つ目に公募の結果から中之島を用いた名称が高い割合を占めていること。次に、小中一貫校は中之島6丁目に建設をされるため、学校の位置を分かりやすく表せること。次に、また、地域住民と連携、協力をして開かれた学校運営を実現していく必要があることなどから、地域の方からのご意見にも合致することの3点である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 中之島を平仮名で書くか、漢字で書くかですね。例えば、これは小学校だけ平仮名とか、そういうのは有りですか。それは無しですか。

【武井施設整備課長】 そういった意見もありました。参考に地域の方につきましては、平仮名より、きちんとした中之島という漢字を表してほしいというご意見がありましたので、それで採用させていただいています。

【森末委員】 分かりました。

【多田教育長】 それではこの案で進めていくということをお願いしたいと思います。

協議題第21号「大阪市総合教育センター（仮称）開設に向けた検討状況について」を上程。

楠井政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

新教育センターは、大学と行政、企業等が一堂に会し、シンクタンク機能を中核にした施設をめざしており、昨年の教育委員会会議でも説明をさせていただいたところである。本日はとりわけ、この新教育センターの機能強化の方向性について説明をさせていただく。新教育センターが実現をめざす、将来あるべき姿、5つのビジョンを設定している。1つ目は、新教育センターは教育振興基本計画に掲げる最重要目標の達成に資する有益な知見

を発見、普及し、教育行政や学校現場に対し教育シンクタンクとしてのハブ機能を発揮する。2つ目は、新教育センターは開かれた組織として多様性のある調査研究スタッフ等の人材を擁し、多様な大学や研究機関、企業、NPO等と連携して調査研究を進める。3つ目は、新教育センターの調査研究は、国内外の最先端のエビデンスを踏まえつつ、振興基本計画の最重要目標達成に資する実践的・実証的な方法で行う。4つ目は、新教育センターの研修は最重要目標達成に資する有益な知見を踏まえつつ、必要性和有効性の高いものであり、学びやすい手法で提供をする。5つ目は、新教育センターは教員の総合バックアップセンターとして取組を積極的に発信し、行きたくなるセンターをめざす。新教育センターではこれら5つのビジョンを明確に掲げ、学校現場と互いに力を合わせ、最重要目標の実現に向け、様々な課題を整理しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えている。これらの5つのビジョンを踏まえ、新教育センターの役割を概念整理した。これまで大切としてきた、教育振興基本計画に掲げる3つの最重要目標の堅持と徹底を継承するとともに、最重要目標の達成に向け、データ等の根拠に基づく政策立案支援や、多様な大学、企業等との連携による先端的な調査研究、調査研究を教育施策や教員研修、教育実践につなげるハブ機能などの取組を通じ、本市の教育をバージョンアップするシンクタンク機能の確立が新教育センターに期待される役割だと考えている。新教育センターは教育シンクタンクを中核に、多様な人材が交流するハブ機能を有する教員の総合バックアップセンターとして、他の自治体にはない新しいタイプのセンターをめざしている。先ほど説明した5つのビジョンを実現すべく、それぞれの具体的な取組案を説明する。ビジョン1について教育シンクタンクとしてのハブ機能を果たす組織として、新教育センター内部にシンクタンク統括室（仮称）を設置し、新教育センターの取組をガバナンスする組織的役割を担い、司令塔として効果的・効率的な教育施策の企画立案を行ってまいる。組織体制としては、新教育センターの所長をはじめ、調査研究や教員研修を統括する課長級職員と教育施策を企画調整する課長級職員などを構成員とし、また国語・算数・理科教育推進ワーキングなど既存の局内組織とも連携し、効果的・効率的な教育施策の企画立案に資する知見を生み出し、大阪市の最重要目標達成に向けて教育をバージョンアップしてまいりたいと考えている。次に、ビジョン2を実現するための内部組織について、新教育センターが開かれた組織としてシンクタンク機能を発揮できるよう、多様な人材による調査研究を推進できる体制を構築する。具体的には、新教育センターの指導主事に加え、例えば博士号取得者やポスドク、また学校現場の教員等を調査研究スタッフとして検討するとともに、国公立大学等

の多様な研究者と連携し、教育データ活用を基盤とした調査研究、例えば効果的な学力向上プログラムの提供に資する調査研究や、児童生徒に安全な学びの場の提供に資する調査研究などを想定して推進してまいる。次に、ビジョン2を実現するための外部組織について、新教育センターが教育シンクタンクとしてのハブ機能を発揮できるよう、多様な大学や企業と連携するコンソーシアム的な仕組み、OEN（オーエン）を設置する。大阪市や大阪市の学校園の教育方針を踏まえ、研究協力していただける研究者たちが、この仕組みのもと、事務局や学校現場の研究にマッチングしたり、学校園への専門人材の派遣を行ったり、研究員の受け入れなど、多様な人材と繋がる仕組みを構築する。色々な「E（Education、Engineなど）」と繋がり大阪市の子どもたちや教員の応援団となるような仕組み、大阪シティアエデュケーションネットワークの頭文字を取ってOEN（オーエン）とネーミングをしている。次に、ビジョン3について、教育シンクタンクを中核とした新教育センターの調査研究は、最先端のエビデンスを踏まえ、実践的・実証的な方法で行ってまいる。そのため実践・実証のフィールドとして、調査・実証研究を行う研究校と、研究校の研究成果を実践を重ねながら各ブロックへ広める実践校を設置する。研究テーマは2030年以降の社会を見据え、振興基本計画の最重要目標達成に資するよう、例えば不登校の早期発見、解決に向けた研究、理科教育の推進、言語能力を基盤とした学ぶ力の育成、誰一人取り残さない教育の推進の4つのテーマを想定している。それぞれのテーマの研究の中心的な役割を担う研究校を研究テーマごとに1校設置し、調査、実証研究を行う。この研究は、新教育センターが多様な国公立私立大学と協働し推進してまいる。協働する大学については、個人の研究者を含む1大学1テーマを想定している。これらの研究校と実践校における実践的・実証的な研究により、有効性の高い施策、教育モデルの創出や学校現場で実践できる指導法、カリキュラムの開発などをめざし、最重要目標達成に資する理論と実践の往還を実現してまいる。ビジョン4について、教育シンクタンクの有益な知見を研修内容に反映させ、最重要目標達成をめざし、教員を支える仕組みを構築する。具体的には、国の改正法の施行に先んじて本年4月に整備した、受講履歴を記録し管理できるシステムLMS（学習管理システム）の研修コンテンツとして、多様な大学との連携、協働により、専門性の高い研修プログラムを企画、開発する。このLMS、通称マイレコというふうに呼んでいるが、これを活用し学びの成果を可視化するとともに、いつでもどこでも学びやすい学習環境として整備することで、教員のキャリアステージや経験に応じた学ぶ意欲を喚起していく。質の高い、効果的で充実した研修を教員が学びやすい環境で提供することで、最重要目標達成を

実現してまいる。ビジョン5について、新教育センターが、本市教員の総合バックアップセンターとして行きたくなるようなセンターを具体化する場として、新教育センター6階にシナジースクエアを創設する。このスペースにおいては、目標達成に向け、支援と交流の側面からシナジー効果を発揮できる効果的な取組を検討中である。一例であるが、大阪市の教員を希望する学生を集めて教員採用に向けて学ぶ教採カフェや、研修後に参加者同士で学びをさらに深める振り返りの場、指導主事や大学教員等に指導案の相談ができる機会、最先端のICT教材や機器の展示会など、多様な角度から活用を検討してまいりたいと考えている。今後も引き続き、校長会や研究会からの聞き取りなどニーズ把握に努めるとともに、運営手法の検討を進めていく。今後のスケジュールについて、新教育センターの建設に伴い、建物財産の取得に関して議会議決を得る必要があることから、次の予算市会に議案を上程する予定としている。また、開設に向け、教育シンクタンクや研究校等の事業内容や施設管理運営手法、新規重点予算についても、今後引き続き検討をしてまいる。条例改正について、新教育センターにおいては、シンクタンク機能を強化し、データ等の根拠に基づく政策立案の支援を行ってまいるとともに、シンクタンク機能を中核に多様な人材が交流し、調査研究を教育施策や教員研修、教育実践と緊密につなげるハブ機能を発揮することにより、学校や教員を総合的にバックアップしていく。以上を踏まえ、新教育センターの名称について、大阪市総合教育センターを考えている。ついで、財産取得に関する議会議決と合わせ、令和5年2月3日市会において、名称や所在地等に係る設置条例改正を行い、その魅力を広く発信する期間を十分確保することにより、円滑な事業推進に繋げてまいりたいと考えている。また、本日示している補足資料については、これらの検討の段階で大森特別顧問から助言をいただいた資料となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 方向性は非常に良いと思います。教育振興計画に基づいた教育実践を大阪市は実践されています。多様な人材、多様な大学とありますから、幅広いところから優秀な人材を集めることができます。総合的にみると効率の良い流れと思いました。

【大竹委員】 これまでも色々議論をさせていただいた中で、本当に交流の場ということもしっかり設けられているということで、この方向性は非常に問題ないと思うんですけども、これをどう運用するかというのがやはり一番大事だというふうに思います。例えば、教員が調査研究に参加できる時間をどう確保するのか、あるいは交流の場という場

を設けたとしても、そこにどういう人がどう入り込んで、お互いにそれぞれ影響し合って高めていくかということが大事ですので、是非、こういった基本のビジョン、それに基づく考え方の他に、真に有効な、こういったものの運用ルールをしっかりと決めていただければ、非常に実のあるものになると思いますので、是非そういう方向で進んでいただければありがたいと思います。

【楠井政策推進担当部長】 今ご意見いただきましたように、運用につきましては、今後、働き方改革も含めまして十分に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【異委員】 新しい教育センターということで、多様な人材が交流する、行きたくなるセンターということで、少し期待したいなというふうなところではあります。そして、多分これを最初に計画した時は、まだそういう時代ではなかったかもしれないんですけど、内容をお伺いしていたら、もしかしたら半分くらいはオンラインで済むような中身なのかなっていうのは少し思っています。ですから、蓋を開けた時に箱だけ立派な箱が出来て、中身がなかなか稼働しないということだけはちょっと避けたいなというふうには思いますので、ここでしか出来ないことというものをもう少し検討する必要があるのではないかなというふうに思っております。

【楠井政策推進担当部長】 確かにおっしゃられるように、作り上げて、中でしっかり稼働しないということは避けたいというふうに思いますので、運用の方はしっかり考えていきたいと考えておりますし、ここでしか出来ないというところで、こういう調査研究、今日につきましては機能の強化面について中心にご説明させていただきましたけれども、合築施設ということもございますので、教員の養成から採用というところも含めて、また検討の方を今後していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【多田教育長】 それでは、今日のご意見を踏まえて、今後進めていくということでお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

議案第114号「市会提出予定案件（その34）について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校等奨学金については、国の同和対策事業の一環とし、昭和62年以降、奨学金の貸与により高等学校等への進学を奨励し、教育の機会均等と人材育成を図るために実施し

てきた。平成13年度末に、同和対策事業の根拠法が期限を迎えたことに伴い、貸与事業そのものは終了し、現在は返還金にかかる債権管理に取り組んでいるところである。債務者のうち、破産による免責を受けたことにより法的に徴収不可能となった債権については、平成28年度より債権放棄手続きを行っている。令和4年度についても、令和5年2月3日市会において2件の債権放棄を議案として上程することとしている。今回の個々の債権債務者の詳細について説明する。1の債務者について、昨年12月に破産による免責に至ったため、未返還金の元本16万4,027円について債権放棄を行ってまいる。次の2の債務者について、この間返還について働きかけを継続して行っていたが、その中で、平成19年2月に破産による免責決定を受けていたことが判明したため、同様に未返還の元本56万4,000円及びこれに対する遅延利息についても債権放棄を行ってまいる。なお、遅延利息は元本が返還された時に初めて金額が確定することになっており、今回、返還がない中で債権放棄を行うことから金額は確定しない。また、議案を上程するにあたり、公表による二次被害の方を防止するため、債務者の住所及び氏名については、昨年同様、掲載しないこととしている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第41号「令和5年度予算要求状況について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

予算要求の状況について、これは局内の要求事項を取りまとめ、現時点での内容を記載したものであり、これを基に財政局等、関係部局と折衝を行っている。教育委員会事務局の予算要求額は2,339億9,546万円を計上しており、前年度と比較して240億7,723万円の増となっている。主な事業については、時間の都合上、新規及び拡充の事業に絞って説明をする。新型コロナウイルス感染症物価高騰対応経費については、基本的には令和4年度と同様の枠組みで対策を講じてまいる。続いて、教育振興基本計画の最重点目標ごとの主要事業について説明する。安全、安心な教育の推進関連について、ヤングケアラー支援推進事業では、各学校において、課題を抱える児童生徒を洗い出す、スクリーニング機能を充実し、表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、こどもサポートネットにおけるスクリーニング会議の実施に必要なスクールソーシャルワーカーを各区に配置することにより、スクールソーシャルワーカーを中心とした適切なアセスメントや支援機関への繋ぎな

ど、必要な支援に取り組んでまいる。次に、大阪関西万博に係る学校園への啓発及び参加事業について、大阪関西万博に向け、日本国際博覧会協会の教育プログラムを活用した読本、指導書を学校園に配布し、学習に取り組むことができる環境を整備する。幼児、児童、生徒がSDGsを学び、万博に向けて機運醸成を図るとともに、持続可能な社会を担う人材の育成をめざしてまいる。次に、未来を切り拓く学力・体力の向上関連について、令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた学校給食費の無償化について、教育費における保護者等の負担軽減を図るため、令和5年度からは既存の制度も活用しながら全員全額無償を本格実施することにより、子育て、教育環境の充実をめざしてまいる。また、物価高騰の対応としては、食材に充てる学校給食費について1食当たり15円の値上げを実施し、学校給食の質を維持してまいる。続いて、学びを支える教育環境の充実関連について、部活動指導員活用事業以降は、学校園における働き方改革の主な取組である。学校園における働き方改革推進プランの目標達成に向け、今まで以上に働き方改革を推進し、教員が働きやすく、魅力ある職場環境を作ること、教職の魅力を高め、本市の教員になりたいという人材を増やす取組を充実させてまいる。部活動指導員活用事業については、中学校の部活動指導に従事する指導員を令和4年度の390人から530人に拡充し、部活動の更なる負担軽減と指導体制の充実を図ってまいる。次に、スクールサポートスタッフ配置事業について、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを令和4年度の配置校138校から193校に拡充し、教員が本質的に担うべき職務に専念して、子どもたちと向き合う時間や教材研究などで注力できる体制整備を図ってまいる。次に、ワークライフバランス支援員の配置について、時間外勤務時間が教員の中で最も高い水準にある教頭の支援とし、新たに育児や介護の負担が大きく、支援が必要と考えられる教頭の在籍校や、学校の課題や規模等の理由により時間外勤務が多い学校など70校に対し、業務支援を行うワークライフバランス支援員を配置してまいる。教頭職の負担軽減を図ることで、管理職受験を躊躇う心理的要因を軽減し、管理職を志望する教員を増やすとともに、ワークライフバランスの取れた働きやすい職場環境に努めてまいる。次に、課題解決支援員の配置について、国によると、時間外勤務に占める業務内容の内訳では、生徒指導が、授業、授業準備に次いで大きく、特に不登校児童生徒への支援や児童虐待防止の取組にかかる業務は、個に応じたきめ細やかな対応が求められている。福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが教員に代わり生活指導上の課題を解決することで、教員の負担軽減を図ってまいる。令和5年度においては、4つの教育ブロックごとに、小学校1校、中学校1

校の計8校をモデル校として各校1名の課題解決支援員を配置してまいる。今後、モデル校における実証研究、効果検証や学校からの意見なども踏まえ、配置方針について検討してまいる。次に、欠席連絡等アプリの導入について、児童生徒の朝の欠席連絡や、新型コロナウイルス感染症対策における健康観察の集約にかかる時間の縮減を図るため、全小中学校にアプリを導入するものである。続いて、採点支援システムの導入について、教員の採点業務にかかる負担軽減を図るため、全小中学校に採点支援システムを導入するものである。導入により、採点業務時間の軽減はもとより、分析機能の活用により、一人一人へのきめ細やかな指導にも取り組んでまいる。次に、部活動の地域移行事業について、部活動を地域で行うことにより、教員の負担を軽減するとともに、地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましいスポーツ、文化、芸術活動の実現を図るものである。国は、休日の部活動から段階的に地域移行すること、また、令和5年度から令和7年度末までの3カ年を改革の集中期間として、重点的に取り組むこととしている。本市としても、令和5年度に教育ブロックごとに計4か所でモデル実施を行い、全市展開に向けた実践研究を行ってまいる。今後、国の動向を見極めながらモデル実施の検証を踏まえ、課題や具体的な進め方を検討してまいる。なお、学校事務職員の負担軽減に関わり、学校事務を複数校で共同処理するための組織である共同学校事務室を令和5年度から全市展開していくこととしている。これにより、単数配置で起こることの色々な弊害などを排除し、事務職員の資質向上と人材育成を図ってまいる。続いて、老朽鉄筋校舎改築事業及び校舎補修等整備事業について、本市では昭和40年から50年代に多くの校舎が建設され、これらが今後一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担が見込まれることから、中長期的なコスト縮減や予算の平準化を図るため、施設の長寿命化や予防保全の強化を行う、大阪市学校施設マネジメント計画を策定しており、令和5年度についても、本計画に基づく事業を検討している。また、教室の空調設備の更新については、新たにPFI手法を導入し、施設運営の品質向上やトータルコストの縮減、計画的な回収に取り組んでまいる。併せて、現在、空調が未設置になっている、理科室などの特別教室について、児童生徒の安全確保、良好な教育環境を整えるために、既設置の空調設備と併せて、PFIの手法により設置を検討してまいる。なお、事前に平井委員から、国の概算要求について指摘があった。新たに起業に挑戦し、イノベーションを起こす人材育成を目的とした企業家教育、いわゆるアントレプレナーシップ教育を小中高校生に対して、教育機会の拡大を図るとされていると紹介いただいたところである。これまでも、本市でもキャリア教育の推進に取り組んできたところであるため、国のこう

いった補助制度の活用も視野に入れながら、取組の検討を行ってまいりたいと考えている。最後に、今後の予定について、財政局との折衝等を行い、令和5年度予算案がまとまったら、改めて教育委員会会議に諮る。その後、2月に市全体の予算案を市会に提出し、審議を経た上で、3月に議決を得る予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 学校教育ICTで65億から41億と20億ぐらい減っていますよね。これはどういう理由で減っているのでしょうか。

【坂井総務課担当係長】 今年度、端末の一部を先行実施して買い入れをしておりましたので、それが来年度なくなりますので、それが主な要因になっております。

【大竹委員】 端末機器の購入費が減ったということですか。

【坂井総務課担当係長】 はい。

【大竹委員】 分かりました。それともう1点、校舎の補修改築ですけれども、今年度と比べると来年は予算の平準化と言っていますが、随分増えているんですけれどもそれでも、ある年月で見ると、随分平準化されて、トータルでは効率化をされているという理解でよろしいですか。

【村川総務課長】 令和4年度の金額が少ないのは、国の方で補正予算が組まれまして、それで前年度に予算化したものを繰り越して事業した関係で、今年度はまだその補正予算がございませんので、金額丸々積んで、118億なり、172億という数字になっております。

【川本総務部長】 前倒し前倒しでやってくると思います。

【村川総務課長】 補正予算で国の財源を確保した上で事業を実施する方が効率的です。

【大竹委員】 はい。分かりました。

【森末委員】 校舎補修で、教室の空調設備の更新とか、特別教室の空調の設置についてPFI方式という手法をとると。具体的にどういうふうにするんですか。民間の資本活用でしょ、PFIは。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 どういうことを考えていらっしゃるんですか。

【川本総務部長】 色々な設計ですとか、それに伴いまして、色々技術職員が検査で

すとか、そういうことも含めてしないといけないんですけれども、現時点では、大阪の全体の業務量が非常に多いということもありますので、その辺も含めて民間の方に一旦、そういう形で設計も含めてしていただいて、最終的にそれを大阪市の方に提供いただくという形の事務処理をめざしているところでございますので、そういうトータルで、実際にこういう空調機の設置についてはだいぶ事例も出てきていますので、その点ではPFIが馴染みやすい方法かなというふうに思っております。

【森末委員】 要するに、大阪市の技術者ですということはなかなか出来なくて、外で計画とかしてもらって、それを最終的にお金で買うということですか。業務委託的にするんですか。

【川本総務部長】 年々、使用料を払っていくような形にして、最終、所有権が移転するということです。

【森末委員】 使用料を払うんですね。

【川本総務部長】 はい。そういう感じになっております。

【森末委員】 リースみたいなものですね。

【川本総務部長】 そういう形になります。

【森末委員】 なるほど。了解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第115号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第116号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第117号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校臨時講師で、処分内容については、懲戒処分として減給1月が相当であると考え。当該講師は、本年6月及び10月に学校敷地内で勤務時間中に2回、勤務時間外に1回の合計3回、喫煙をしたというものである。本年10月中旬、生徒から、トイレ

がたばこ臭いと臭気を感じた直後に当該講師がトイレから出てきたという申し出があり、教頭が講師に確認をしたところ、喫煙の事実を認めた。講師への事実確認において喫煙が計3回であったことを確認したというものである。講師が勤務時間中に喫煙をしたのは2回の合計6分間であり、1月あたりの合計で1時間に満たないことから、給料等の返還は行わない。講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
